



平成 21 年 2 月 9 日

各 位

上 場 会 社 名 ニッシン債権回収株式会社
代 表 者 代表取締役社長兼 合田 益己
執 行 役 員
(東証マザーズ コード番号：8426)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 兼 山 口 達 也
執 行 役 員 経 営 管 理 部 長
電 話 番 号 (東 京) 0 3 - 5 3 2 6 - 3 9 7 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 9 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について平成 21 年 2 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第 6 条第 1 項において、定款の定めを廃止したとみなされた事項について、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除し、変更案第 7 条（株主名簿管理人）のとおり実質株主名簿に関する記載を削除するものであります。

なお、株券喪失登録簿に関する記載につきましては、附則に移し、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日以後、定款より削除するものであります。

②条文の削除に伴う必要な条数の繰上げを行うものであります。

- (2) コーポレート・ガバナンスと経営体制の一層の強化を目的として、取締役の員数を現行の 10 名以内から 11 名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第9条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第17条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第8条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p> <p>第16条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

以上